

平成24年10月10日

各部長、次長、課長

市長 山下 真

平成25年度予算編成方針について

平成25年度の予算編成に当たって、生駒市予算規則第4条の規定により、平成25年度予算編成方針を下記のとおり定めたので、これに則り十分留意の上、予算要求されるよう通知する。

記

1 日本経済と国の財政・地方財政の動向

バブル崩壊から続く経済低迷、出口の見えない円高・デフレ、少子高齢化による人口・労働力減少、財政赤字の拡大、国際競争力の低下など日本が抱える課題は多く、政府は「日本再生戦略」を7月に決定し、グリーン（エネルギー・環境）、ライフ（健康）、農林漁業（6次産業化）の3つを重点分野に位置づけ予算の重点化を図るとし、また、8月に改定された「中期財政フレーム」では、平成25、26年度、消費税の増税後の平成27年度も国債費を除く政策的経費の上限を、恒久的な歳入増が確保される場合等を除き、71兆円とする方針を維持し、増税分の使い道を絞り公共事業などの既定経費は削減していくとしている。9月に総務省が発表した「平成25年度の地方財政の課題」では、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、実質的に平成24年度地方財政計画の水準を下回らないように確保することなどを課題としている。またその課題において示された平成25年度地方財政収支の仮試算（概算要求時）（以下「9月仮試算」という。）では、一般財源総額は、平成24年度地方財政計画に比較し

て歳出は、投資的経費はマイナス2.0%、社会保障費の増加により一般行政経費、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費はそれぞれプラス2.5%、プラス4.5%の伸びが、歳入は、地方税は「経済財政の中長期試算」による名目成長率等について一定の前提を置き機械的に積算したものとしているが、プラス1.4%、地方交付税の出口ベースはマイナス1.5%の伸びがそれぞれ見込まれている。

2 本市の財政状況と見通し

税収入（市税、地方譲与税、県税交付金の合計。以下同じ。）の減少は平成20年度から毎年度続き、直近で最も収入額が多かった平成19年度と平成23年度（いずれも決算）とを比較すると14.5億円減少（19年度決算19,156百万円、23年度決算17,708百万円）し、長期の円高、デフレによる企業の減収、個人の所得減、本市における全国平均を上回る高齢者の増加率などにより平成24年度もこの減少傾向が続くが、日中関係悪化による景気後退の影響が少なければ、今のところ平成25年度は復興需要等を背景に弱いながら景気回復の動きを受け若干増加すると見込んでいる。ただし、9月仮試算では、地方の一般財源総額は、平成24年度地方財政計画に比較して増えていないことから、税収入の増加は、地方交付税の減少となる見込みである。

一方、高齢者の増加、景気低迷による生活困窮者の増加により扶助費や国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への繰出金などの社会保障費は、一般財源負担分で平成23年度決算では63.5億円（職員人件費を含む）、平成24年度予算では67.3億円（同）に達し、平成25年度以降も高齢者の自然増に伴うものだけでも1.5億円程度の増加は避けられず、増えない一般財源総額の中、これらの財源を捻出して行く必要があり、本市の財政状況は今後においても非常に厳しい状況にある。

3 基本方針

増えない一般財源の中、平成25年度予算では高齢者の自然増に加え、一部予防接種の定期接種化への動き、私立新3保育園開設などにより社会保障費は

例年になく大きく増加せざるを得ない。その中において、事務事業の見直し所属業務レビューの結果に基づき、すべての事務事業の必要性、緊急性、事業効果、公費により負担することの是非を検討・再評価し、事業の廃止・縮小も含めた効率的な事業のあり方を構築したうえで、平成25年度は、第5次総合計画前期基本計画及び行政改革大綱前期行動計画の目標年次であることを踏まえ、子育て、教育施策の充実、幼稚園の耐震化、市立病院建設を始めとする医療・健康施策の充実、再生可能エネルギーの普及等の環境政策、学研北生駒駅周辺や企業誘致関連等の道路整備、生駒駅前北口市街地再開発、下水道の整備、老朽化による小学校・中学校等各施設の改修・補修などを果敢に展開し、「関西一魅力的な住宅都市」を目指して時代にあった行政サービスを提供できるよう最大限努力するものとする。

4 留意事項

(1) 総括的事項

- ① 財政調整基金からの繰入れ、退職手当債の借入れに頼らない予算編成とすること。
- ② 社会保障・税一体改革に伴う子ども・子育て支援、医療・介護のサービス改革等の社会保障、また災害対策、環境政策等、様々な分野において制度変更が予測されることから積極的に情報収集に努め可能な限り予算に反映させること。
- ③ 実施計画で採択した事業については、採択した額以内での要求とするが、事業費を精査し、一般財源の圧縮に努めること。
- ④ 事務事業全般について、行政の責任領域を改めて見直すとともに、事業評価や成果目標等を意識し、コスト意識を伴った経営感覚の視点を持ち、自らの手による業務実施に心がけ、従来の慣行にとらわれることなく、事務事業の必要性や効果等を十分検討すること。また事務事業の見直し所属業務レビューの結果を踏まえた予算要求とすること。
- ⑤ 「行政改革大綱」及びこれに基づく「行政改革大綱前期行動計画」につ

いては、平成25年度の取組みを着実に実施し、事務の効率化、経費節減に努めること。

- ⑥ 職員数の減少への対応、行政運営の効率化、住民サービスの向上等の観点から、指定管理者制度を有効に活用するとともに、民間企業やNPO等への委託が可能な事業については、積極的かつ計画的にこれを推進するなど、コスト意識を持ち創意工夫をこらし、最少の経費で最大の効果を得られるよう努めること。
- ⑦ ④～⑥の結果捻出した財源により、市民ニーズをつかんだ新規事業の提案、予算要求に努めること。
- ⑧ 国庫補助事業に係る超過負担は、極力解消するよう努めるとともに、国・県の負担すべき経費を市が負担することとならないように注意すること。
- ⑨ 他課や他団体と関連する部分等があるものにおいては、予算要求時までには十分調整し、整合性及び効率化を図った上で要求すること。
- ⑩ 市議会、同決算審査特別委員会及び監査委員から指摘のあった事項については、総合的判断のもと、的確に処理すること。
- ⑪ 指定管理者制度において、指定期間が複数年度にわたり、かつ、指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、予め債務負担行為の予算が必要となるので留意すること。

(2) 歳入に関する事項

自主財源の確保を積極的に図るとともに、国・県支出金等の特定財源については広く情報を収集し、その積極的確保と効率的活用を図ること。

① 市税

歳入に占める市税の重要性に鑑み、税制改正内容を確実に把握し、かつ、経済の現実に即応して収入額を算定し予算計上すること。また、引き続き適正な賦課、徴収に努め、徴収率の向上に更に特段の努力を払うこと。

② 負担金、使用料及び手数料等

平成22年9月10日付けで通知した事務事業の見直しのなかの「使用

料・手数料等負担の見直しの考え方」に基づき、可能なものから利用者負担額の算定方法について十分な調査研究を行い、適正な受益者負担を図り、実態に即しないものについては、条例等を整備し料金改定によってその増収を図るように努めること。また、市民負担の公平の観点から、収納率の向上に努めること。また、各種施設等の使用料収入は適切な見積もりのうえ、相当額を予算要求すること。

③ 国・県支出金

(1) ②に記載したとおり様々な分野において制度変更が予測されることから、国庫補助、国庫負担事業の動向に特に留意するとともに、そのなかにあつて各省庁において重点分野の新規補助の創設等があり、それが本市にとって有効である場合は積極的に活用すること。また、予算計上にあつては、収入の確実なものについて計上すること。

なお、政府において平成24年度補正予算を編成する動きがあることからこの点にも留意し、これが実現する場合、一部事業は平成24年度補正予算に前倒しすることもある。

④ 市債

実質公債費比率の動向等に留意し、後年度における財政負担の軽減を図るため、安易に財源を市債に求めた計画にならないようにすること。また市債を財源とする場合においても元利償還金について後年度に交付税措置のある有利な事業の選択に努めること。

(3) 歳出に関する事項

既存の事務事業全般にわたり制度の根本にまで遡ったうえで見直し、前例踏襲的に漫然と事業を行うのではなく、従来の意識や発想を転換し、費用対効果を意識した行政経営感覚を持ちながら、節減、合理化に努めること。また新規事業については事業効果等を十分精査すること。

① 人件費

財政健全化の基本として、機構及び事務の改善合理化等を強力に推進す

ること。時間外勤務手当については、縮減の取組みを引き続き継続することを前提に予算要求すること。

② 物件費

物件費の増加が経常収支比率上昇の大きな要因となるため、従来の実績や慣行にとらわれず、経費の計画的、効率的使用に留意し、節減合理化に一層の努力を払うとともに、既定経費を見直しすること。また、委託料については、市民サービスに支障を来さないよう注意しながら、仕様を再度精査するとともに、積極的に入札を行い、また、随意契約で契約するものにあっては必ず相手方と交渉を行い経費節減を図ること。

計画策定等については、外部委託に頼ることなく可能な限り職員によって行い、職員の能力開発と経費の節減を図ること。ただし、アンケート調査や会議議事録の調整、報告書の作成等、補佐的・補充的業務を外部委託することは、時間外勤務手当の削減につながるもので、この限りでない。

③ 維持補修費

施設の補修経費は、老朽化が進むなか、市民サービスを維持していく上でいかに施設を良好に維持していくかが大きな課題となっており、各施設の寿命を効率的に延ばすことができる方法を検討し、将来的に市の財政を圧迫することがないように状況を的確に把握し、計画的、効率的に実施すること。そのなかにおいて修繕を加えなければ市民サービスに大きな影響を与えるもの、特に市民・子供の安全、食品衛生に関わるものを優先すること。

なお、建築基準法第12条による特殊建築物の定期点検の結果、修繕が必要となった箇所の修繕については別に修繕料の予算枠を確保するものとする。

④ 補助費等

補助金については、広く市民ニーズに沿ったものであるかなどの客観的な妥当性や、行政責任の範囲、経費負担のあり方等を十分検討し、公共性、

公平性及び透明性を確保し、説明責任を果たせるものについて予算要求すること。また行政改革推進委員会から出された「補助金等の見直しに関する提言書」を踏まえた改善に継続的に取り組むほか、「補助金制度に関する指針」及び「補助金等交付規則」とそれぞれの補助金交付要綱との整合性を必ず精査し、その廃止、減額、改善等を吟味すること。

⑤ 投資的経費

投資効果、他の事業との関連、進捗状況、当該施設完成後の管理運営費等の後年度の財政負担を十分に考慮し、補助事業、継続的事業を最優先とし、実施計画で採択されたものについて要求すること。また、毎年度繰越額、不用額が多額となっている事業については、1年間に執行できる用地買収量、工事量をよく検討したうえで執行可能な予算を要求すること。

補助事業については歳入③国・県支出金のところでも記したように、収入が確実に見込める国庫補助金に見合った国庫補助事業費とし、また、政府の平成24年度補正予算編成の動向に留意すること。

⑥ 特別会計及び企業会計に関する事項

予算編成に当たっては、一般会計に準ずるとともに、特別会計、企業会計としての認識を新たにし、将来にわたる的確な事業計画と収支見通しに基づく徹底した経費の節減、業務の合理化・効率化、収入の確保等を図り、一般会計からの繰入金を可能な限り圧縮するよう最大限の努力をすること。

なお、公営企業法が適用されている水道事業、病院事業の独立採算性は当然のこと、下水道事業、自動車駐車場事業においても、地方財政法においては公営企業とされていることを踏まえ、これら事業の独立採算性は公営企業法を適用している否かにかかわらず確保していかなければならないことに留意すること。

⑦ 各節別事項

下表のとおり

節（細節）	説 明
各節共通	必要理由、積算根拠を必ず用意すること。それが用意できない要求は査定を行わず予算計上を見送ることとする。
1 報酬	<ul style="list-style-type: none"> ① 別紙予算単価表によること。 ② 改正後の「生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例」を反映させること。 ③ 審議会等についての開催回数は、原則として24年度実績の範囲内とし、会議内容等の充実を図ること。
3 職員手当等	時間外勤務手当については、時間外勤務の縮減に向けた全庁共通の取組事項に則り、事務の手法や配分の見直し、ノー残業デイの徹底等により目標達成すること。
7 賃金	臨時職員については、事務事業の効率化、更に廃止も含めた見直しを行い要求人数の圧縮に努めること。
8 報償費	<ul style="list-style-type: none"> ① 講師等謝礼については、「講演会等講師謝礼基準」に則り、実績ベースで要求すること。 ② 各種イベント等における手話通訳や要約筆記については、事前に申込みを受ける等の工夫を凝らし、削減対象として考慮すること。
9 旅費	審議会等の視察、大会参加については、その効果について改めてよく検討し、必要な場合のみ計上すること。
11 需用費 (1) 消耗品費	<p>明確な算出根拠により積算すること。また、効率的な使用を図り、徹底した節減に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 活用頻度の低い図書を追録、雑誌等の購入については、見直しを行うこと。 ② 職員用の新聞購読料は計上しないこと。 ③ 啓発配布物品については、前年度に引き続きなお一層の削減に努めること。特に各種イベント等に参加したこ

節（細節）	説 明
<p>(3) 食糧費</p> <p>(4) 印刷製本費</p> <p>(5) 光熱水費</p> <p>(6) 修繕料</p>	<p>とに対する謝礼の意味で配布する物品については原則として補助金交付団体も含めて廃止すること。</p> <p>④ 各種イベントにおける花代は、原則的に廃止すること。</p> <p>⑤ 月刊誌等の定期購読については、見直しを行うこと。</p> <p>審議会等会議の招集時刻などの工夫により、特に節減に努めること。</p> <p>① カラー印刷の必要性を再度検証し、効果が見込めないカラー化はしないこと。</p> <p>② 廃棄分を考慮し、印刷枚数を抑制すること。</p> <p>③ 見積を徴取し、庁内印刷との経費比較を行うこと。</p> <p>④ 「掲示物作成マニュアル」に基づき、原則として、年度内に広報紙に掲載した内容と同様のポスターは作成しないこと。</p> <p>時間外勤務時の照明は必要な部分のみの点灯とすることなど、更に節減を図ること。要求額は平成24年夏季の実績、LED化の効果を踏まえること。</p> <p>① 適正な保守管理に努め、極力節減に努めること。</p> <p>② 新規分は、保証期間を有効に活用すること。</p>
<p>12 役務費</p> <p>(6) 保険料</p>	<p>市民総合賠償補償保険を活用すること。この保険の補償保険は、市が主催・共催するほとんどの行事が対象になるので、保険内容等を確認のうえ、他の補償保険との重複加入等のないようにすること。</p>

節（細節）	説 明
13委託料	<p>① 継続業務であっても、価格及び人数、日程、回数等業務内容を再度検討し、業務に支障を来さない範囲で積算すること。また、可能な限り入札の手法を取ることを想定した予算要求とし、経費の節減に努めること。</p> <p>② 計画策定については、できるだけ職員で実施すること。</p> <p>③ 手話通訳や要約筆記が含まれている場合は、報償費同様削減対象とすること。</p>
14使用料及び賃借料	<p>① 市が借りている用地の使用料について、買い取りも含め見直すこと。また、使用料の額が、市場賃借料と比べて高すぎないかの検証を行うこと。（調査票に市場価格を明記すること。）</p> <p>市場価格が不明な場合は下記に基づき算出すること。</p> <p>正常な取引価格（相続税路線価÷0.8）×4%+公租公課</p> <p>② 物品等のリースについては、買い取りも含め見直すこと。</p>
15工事請負費	<p>用地買収が前提となる事業は、施工用地が確保されている工事のみ計上すること。</p>
18備品購入費	<p>① 20,000円以上の物品を原則備品とする。</p> <p>② 予算要求できるものは、新規施設用備品、損傷・老朽に伴う更新及び事務合理化に係る備品で、市民・子供の安全、食品衛生に関わるものを最優先し節減に努めることを基本とする。</p> <p>③ エアコン、冷蔵庫、照明機器等で購入から相当期間（10年程度）経過し、更新により高い節電効果が得られるものについても予算要求できるものとする。</p>

節（細節）	説 明
19負担金補助 及び交付金	<p>① 補助金の新設、増額は原則として認めないことを基本とする。</p> <p>② 行政改革推進委員会の「補助金等の見直しに関する提言」を踏まえて予算要求すること。</p> <p>③ ①②にかかわらず再生可能エネルギーを生産するシステム、18備品購入費③に規定するエアコン、冷蔵庫、照明機器等の他団体や民間の資産形成に資する補助金で、平成26年度以降これらの光熱費に対する市の補助金の削減につながるもの、その他環境No. 1都市にふさわしいものは新設、増額の予算要求は可能とする。</p> <p>④ 「生駒市補助金等交付規則」、「生駒市補助金制度に関する指針」、「補助金等の見直しに関する提言書」に従い、要綱等を見直すとともに、基準に適合しないものについては、廃止も含めた検討を行うこと。</p> <p>⑤ 各種協会、団体等への負担金については、加入目的を再検証し、費用対効果の少ないものや本市に恩恵のないものについては、脱会を含め十分検討すること。</p> <p>なお、平成22年度の見直しにより退会した各種協会、団体への復帰、また新規加入は特段の理由がない限り認めない。</p>
28繰出金	<p>下水道事業特別会計に対する繰出金は、公債費繰出、建設改良繰出のみとし、管理費に係る繰出しは計上しないこと。</p> <p>また、公債費繰出の増加に伴い、管理費はできるだけ節減し、使用料収入の一部を資本費に充当できるよう努めること。</p> <p>自動車駐車場事業特別会計に対する繰出金は、駐車料金の</p>

節（細節）	説 明
	<p>増収努力を図り、その縮減に努めること。</p> <p>国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計に対する繰出金は、各繰出基準を原則とする。</p>

（４） 予算枠配分、査定等に関する事項

① 一般財源枠配分額、査定方針

1、2から試算した平成25年度の一般財源の額を基礎として、予算編成の予見性を高めながら、持続可能な歳入の範囲内で歳出予算を編成し、また予算編成上一般財源として扱わない使用料、手数料、諸収入等で各部の増収努力によって歳入予算額が増加する場合、歳出予算額を増額できるように、「一般財源による枠配分予算」を前年度に引き続き、全ての部において実施する。

この一般財源による枠配分予算を採用するのは、一般行政経費（経常分）とし、この一般行政経費（経常分）に充当可能な一般財源の各部に対する配分額は、福祉健康部を除く各部は義務額（債務負担行為、長期継続契約に係るもの）以外について、平成23年度決算において経常収支比率が2.2ポイント悪化したこと等に鑑み、平成24年度の額を一律2%削減したうえで、また、福祉健康部は高齢者の自然増に対応するため平成24年度の額に150,000千円増額したうえで、それぞれ事務事業見直し所属業務レビュー、実施計画の結果を各々反映させるものとして「表1一般行政経費（経常分及び臨時分）に対する一般財源配分額」の「平成25年度うち経常分（枠配分額）」のとおりとし、一般行政経費（経常分）の要求額に対する一般財源は、各部においてこの配分額以内の額とする。

また、一般行政経費（臨時分）及び政策的経費（表2政策的経費とする事業一覧）については、各部の一般財源の要求額に上限枠は設けないものとするが、今後の地方財政対策の動向などにより変更する可能性はあるものの、現時点において市全体で一般行政経費（臨時分）に充当する一般財源は、

380,000 千円、政策的経費に充当する一般財源は 1,380,000 千円として、各部の一般財源の要求額を査定においてこれらの金額まで減額するものとする。

なお、一般行政経費（經常分）に属する経費を一般行政経費（臨時分）として要求することは認めない。

査定については、すべて一件査定とするが、一般行政経費（經常分）は、4 留意事項が守られていないもの、新規のもの、国、県支出金の廃止等に伴い一般財源で肩代わりするもの、その他特に理由のあるものを中心とした査定を行い、一方、一般行政経費（臨時分）及び政策的経費は、事業効果、必要性、優先順位、公費負担の必要性、積算根拠等により上記の一般財源の額以内に収めるための査定を行う。

② 修繕料予算枠の設定

建築基準法第 12 条による特殊建築物の定期点検の結果、修繕が必要となった箇所の修繕を計画的に進めるため、引き続き修繕料の予算枠 50,000 千円を確保するものとする。

表1 一般行政経費(経常分及び臨時分)に対する一般財源配分額

(単位 千円)

	平成 25 年度			平成 24 年度(当初)		
	一般財源配分 額(枠配分額)	うち経常分 (枠配分額)	うち臨時分	一般財源 所要額	うち経常分	うち臨時分
議会事務局		34,524		38,770	35,186	3,584
市長公室		160,197		219,843	199,204	20,639
企画財政部		312,962		335,963	316,782	19,181
環境経済部		1,748,598		1,864,736	1,823,922	40,814
市民部		225,699		255,117	225,779	29,338
福祉健康部		5,303,763		5,100,935	4,979,676	121,259
建設部		162,889		180,724	166,088	14,636
都市整備部		413,254		444,296	424,758	19,538
開発部		8,473		5,017	8,646	-3,629
上下水道部	0	0	0	0	0	0
教育総務部		984,505		1,041,618	997,197	44,421
生涯学習部		683,551		693,308	681,914	11,394
消防本部		112,987		126,593	115,265	11,328
計	10,531,402	10,151,402	380,000	10,306,920	9,974,417	332,503

表2 政策的経費とする事業一覧表

事業	事業
将来計画策定事業費	住宅施設整備事業費
庁舎等整備事業費	下水道事業特別会計建設改良繰出金
集会所新築等助成費	消防施設整備事業費
防災施設整備事業費	北分署施設整備事業費
高齢者福祉施設整備事業助成費	小学校施設整備事業費
私立保育所施設整備助成費	中学校施設整備事業費
市立保育所施設整備事業費	スーパーエコスクール事業費
学童保育施設整備費	幼稚園施設整備事業費
病院整備事業費	中央公民館施設整備事業費
浄化槽設置補助事業費	地区公民館施設整備事業費
広域廃棄物埋立処分場建設事業負担金	図書会館施設整備事業費
土地改良事業費	コミュニティセンター施設整備事業費
企業誘致施策事業費	郷土資料館新設事業
急傾斜地県工事負担金	体育施設整備事業費
橋梁長寿命化修繕計画事業費	南コミュニティセンター施設整備事業費
企業誘致関連道路整備事業費	北コミュニティセンター施設整備事業費
道路新設改良事業費	学校給食センター整備事業費
河川水路改修事業費	道路河川災害復旧費
鹿畑駅前線街路整備事業費	農地災害復旧事業費
公園整備事業費	※各事業共通電算システム改修費
生駒駅前市街地再開発事業特別会計事業繰出金	※実施計画の採択結果により指定された経費
北部地域整備促進事業費	

平成25年度予算歳入歳出見込額(一般会計)

(単位億円)

歳入	市 税 162.7 地方譲与税・県税交付金 12.8 地方交付税 41.5	臨時財政対策債 20.2 地方特例交付金 1.0	繰越金・減債・退手基金繰入金等一般財源及び一般財源として扱う財源 6.2	一般財源等計 244.4	特定財源											
一般財源等A					市 税	県地 税方 交譲 付与 金税	地方交付税	臨時財政 対策債	地方 特例 交付金	繰越金・減債・退手基金繰入金等 一般財源及び一般財源として扱う財源	一般行政経費経常充当特定財源 各部局要求	一 充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時	充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時	政 策 的 経 費 源 臨 時		
← 244.4 A →											各部局要求					
歳出	職員課要求人件費 71.1 議員人件費 2.8	職員課要求資金等 公債費 1.7 35.0	特殊建築物修繕料 0.5 人件費・公債費繰出等その他枠配分対象外経費 14.2	枠配分対象外経費 125.3	特定財源				一 充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時	充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時	政 策 的 経 費 源 臨 時					
一般行政経費					経常				臨時		政策的経費					
枠配分対象外経費					枠配分対象経費				各部局要求		各部局要求					
職員課要求人件費					各部局要求一般行政経費-枠配分対象外経費-一般行政経費(臨時分)				3.8 3.6%		13.8					
← 125.3 B →					← 125.3 B →				3.8 3.6%		13.8					
歳出に合わせて歳入を並び替え					歳入に合わせて歳入を並び替え				3.8 3.6%		13.8					
歳入	一般財源等				一般財源等				特定財源		一 充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時	一 充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時	一 充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時	一 充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時		
枠配分対象外経費充当一般財源 B 125.3					一般行政経費経常充当一般財源 (枠配分額)【別紙参照】 A-B-C-D 101.5 96.4%				一般行政経費経常充当特定財源 各部局要求		C		D		政策 的 経 費 源 臨 時	
← 244.4 A →											各部局要求					

平成24年度予算(一般会計)

歳入	市 税 157.3 地方譲与税・県税交付金 12.8 地方交付税 39.6	臨時財政対策債 23.0 地方特例交付金 0.6	繰越金・減債・退手基金繰入金等一般財源及び一般財源として扱う財源 12.0	一般財源計 245.3	特定財源										
一般財源					市 税	県地 税方 交譲 付与 金税	地方交付税	臨時財政 対策債	地方 特例 交付金	繰越金・減債・退手基金繰入金等 一般財源及び一般財源として扱う財源	一般行政経費経常充当特定財源 70.2	一 充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時	一 充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時	一 充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時	一 充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時
← 245.3 →											1.6 13.2				
歳出	職員課要求人件費 71.6 議員人件費 2.9	職員課要求資金等 公債費 1.5 39.1	特殊建築物修繕料 0.5 人件費・公債費繰出等その他枠配分対象外経費 13.4	枠配分対象外経費 129.0	特定財源				一 充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時	一 充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時	一 充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時	一 充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時			
一般行政経費					経常				臨時		政策的経費				
枠配分対象外経費					枠配分対象経費 ①				4.9 2.8%		26.5				
← 129.0 →					← 129.0 →				3.3 3.2%		13.3				
歳出に合わせて歳入を並び替え					歳出に合わせて歳入を並び替え				3.3 3.2%		13.3				
歳入	一般財源等				一般財源等				特定財源		一 充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時	一 充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時	一 充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時	一 充 当 行 政 特 定 経 費 源 臨 時	
枠配分対象外経費充当一般財源 129.0					一般行政経費経常充当一般財源 (枠配分額)【別紙参照】 ①-② 99.7 96.8%				一般行政経費経常充当特定財源 ② 70.2		3.3 3.2%		13.3		
← 245.3 →											1.6 13.2				